

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、生活費増加費用（扇風機2台分）等のほか、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例。

1557

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 生活費増加費用（扇風機2台分）
期間 平成24年7月8日 | 金18,000円 |
| 2 | 避難費用（交通費）
期間 平成24年8月1日、平成26年6月25日 | 金261円 |
| 3 | 精神的損害増額分（申立人X5分）
期間 平成28年3月1日～平成30年3月31日 | 金750,000円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金768,261円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年7月9日

（仲介委員 中尾 正浩）